

第1回軽米町議会臨時会

令和元年 5月 8日(水)

午前10時00分 開 会

議 事 日 程

- 日程第 1 仮議席指定
- 日程第 2 議長の選挙
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 副議長の選挙
- 日程第 6 議席の指定
- 日程第 7 常任委員の選任
- 日程第 8 議会運営委員の選任
- 日程第 9 二戸地区広域行政事務組合議会議員の選挙
- 日程第 10 岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第 11 同意案第1号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて
- 日程第 12 議案第 1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 13 議案第 2号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 3号 令和元年度軽米町一般会計補正予算(第1号)
- 追加日程第1 委員会の閉会中の所管事務調査について

○出席議員（14名）

1番	上山	誠	君	2番	西館	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	館坂	久	人	君
7番	大村	税	君	8番	本田	秀	一	君	
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋	隆	君	12番	松浦	満	雄	君	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君
副町	長	藤川	敏彦	君
総務課	総括課長	吉岡	靖	君
会計管理者兼税務会計課	総括課長	小笠原	亨	君
税務会計課	課税担当課長	福島	貴浩	君
町民生活課	総括課長	川島	康夫	君
健康福祉課	総括課長	坂下	浩志	君
産業振興課	総括課長	小林	浩	君
産業振興課	農林振興担当課長	日脇	邦昭	君
地域整備課	総括課長	戸田沢	光彦	君
再生可能エネルギー推進室	長	福田	浩司	君
水道事業所	長	戸田沢	光彦	君
教育委員会	教育長	菅波	俊美	君
教育委員会事務局	総括次長	堀米	豊樹	君
選挙管理委員会	事務局長	吉岡	靖	君
農業委員会	会長	山田	一夫	君
農業委員会	事務局長	小林	浩	君
監査委員		竹下	光雄	君
監査委員事務局	長	小林	千鶴子	君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	小林	千鶴子	君
議会事務局	主任	川島	幸徳	君
議会事務局	主事補	小野家	佳祐	君

○議会事務局長（小林千鶴子君） 事務局長の小林千鶴子です。

会議に入ります前に本日は議事進行上、事務局職員3名のほか、3月に異動になりました職員1名を入場させますのでご了承いただきたいと思います。

本臨時会は、一般選挙後の初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の山本幸男議員をご紹介申し上げます。

山本幸男議員、議長席にお願いいたします。

[山本議員 議長席に着く]

○臨時議長（山本幸男君） ただいま紹介されました山本幸男です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。ご協力よろしくお願い申し上げます。

はじめに、一般選挙後の初の議会でございますので、前例にならい議員の自己紹介を行います。議員各位には、着席順に1番からその席で自己紹介をお願いします。

[議員仮議席順にその場で自己紹介]

○臨時議長（山本幸男君） 以上で議員の自己紹介を終わります。

次に執行者側の紹介をいたします。

町長、山本賢一君。

副町長、藤川敏彦君。

監査委員、竹下光雄君。

農業委員会会長、山田一夫君。

総務課総括課長並びに選挙管理委員会事務局長併任、吉岡靖君。

税務会計課総括課長並びに会計管理者兼務、小笠原亨君。

町民生活課総括課長、川島康夫君。

健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

再生可能エネルギー推進室長、福田浩司君。

産業振興課総括課長並びに農業委員会事務局長併任、小林浩君。

地域整備課総括課長並びに水道事業所長併任、戸田沢光彦君。

教育委員会事務局総括次長、堀米豊樹君。

議会事務局長並びに監査委員事務局長併任、小林千鶴子君。

総務課企画担当課長、梅木勝彦君。

総務課総務担当課長、小笠原達夫君。

税務会計課課税担当課長、福島貴浩君。

税務会計課収納・会計担当課長、工藤祥子君。

町民生活課総合窓口担当課長、橋本邦子君。
町民生活課町民生活担当課長、松山篤君。
健康福祉課福祉担当課長、内城良子君。
健康福祉課健康づくり担当課長並びに健康ふれあいセンター所長兼務、角田貴浩君。

産業振興課農政企画担当課長、長瀬設男君。
産業振興課農林振興担当課長、日脇邦昭君。
産業振興課商工観光担当課長、畑中幸夫君。
地域整備課環境整備担当課長、江刺家雅弘君。
地域整備課上下水道担当課長、中村勇雄君。
教育委員会事務局教育総務担当次長、工藤薫君。
教育委員会事務局生涯学習担当次長、大清水一敬君。
以上で紹介を終わります。

次に、町長から改選後初の議会招集の御挨拶をいただきます。

山本町長、登壇願います。

〔町長、山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 本日ここに新しく当選されました議員各位をお迎えし、第1回軽米町議会臨時会が開会されるにあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る4月21日に執行されました町議会議員選挙におきまして、めでたく当選の榮に浴されました議員の皆様には心からお祝いを申し上げます。

さて、私は町民の皆様のご負託をいただき、本年2月に町長として5期目のスタートを切ったところであります。首都圏への人口一極集中や、少子化による人口減少など町政を取り巻く情勢は依然として厳しい状況にありますが、これまで取り組んでまいりました諸施策を踏まえつつ、子育て支援日本一の町づくりの更なる充実強化をはじめ、高齢者が安心して暮らせる町づくりや、大規模畜産園芸ファームの誘致等による農林業振興、雇用の創出と町民所得向上、中心商店街の賑わい創出と生活環境の充実・実現、移住・定住の推進等に重点的に取り組み、当町が直面する課題を乗り越え、誰もが住みたい住みたい、健康で心豊かに安心して暮らせる安全で快適な町の実現に邁進する所存であります。

どうか議員各位におかれましては、今後の町政運営におきまして絶大なるご支援、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

それと共に、今後4年間ご健勝でご活躍されますようご祈念申し上げまして甚だ簡単ではございますが第1回目の町議会開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（山本幸男君） ここで、担当課長は退席いたします。

◎開会及び開議の宣告

- 臨時議長（山本幸男君） ただいまから第1回軽米町議会臨時会を開会いたします。
ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時13分）

◎諸般の報告

- 臨時議長（山本幸男君） 議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
なお、議長選挙後の議事日程については新議長から配布されることとなりますので、念のために申し上げます。
以上で諸般の報告を終わります。
-

◎仮議席の指定

- 臨時議長（山本幸男君） 日程第1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいま着席の議席といたします。
-

◎議長の選挙

- 臨時議長（山本幸男君） 日程第2、議長の選挙を行います。
選挙は投票で行います。
議場の出入口を閉めます。

〔事務局長 議場の鍵を閉める〕

- 臨時議長（山本幸男君） ただいまの出席議員数は12人です。

次に、会議規則第32条第2項の規定による立会人に上山誠君、西館徳松君の両名を指名します。

投票用紙を配ります。

〔事務局職員 投票用紙配布〕

- 臨時議長（山本幸男君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙には、名字と名前を記載してください。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 臨時議長（山本幸男君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔議員・臨時議長 投票箱点検〕

- 臨時議長（山本幸男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

[事務局職員 投票箱を答弁席に置く]

- 臨時議長（山本幸男君） 事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

事務局長に点呼を命じます。

[事務局長 仮議席番号順に点呼]

[仮議席番号1番から投票]

- 臨時議長（山本幸男君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と言う者あり]

- 臨時議長（山本幸男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。上山誠君、西館徳松君、開票の立ち会いをお願いします。

[事務局長 議長席横で立会人のもと開票]

- 臨時議長（山本幸男君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票

有効投票 11 票

無効投票 1 票、これは白票です。

有効投票のうち、

松浦満雄君、6 票

本田秀一君、4 票

江刺家静子君、1 票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。従って、松浦満雄君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[事務局長 議場の鍵を開く]

- 臨時議長（山本幸男君） ただいま、議長に当選された松浦満雄君が議長におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

[「議長」と言う者あり]

- 臨時議長（山本幸男君） 松浦満雄君。

- 議長（松浦満雄君） ご選任を賜り、誠にありがとうございます。

微力ではございますが、私心を捨て皆様方の声に耳を傾け、町政推進のため、町民の福祉の向上のため、中立的な立場で皆様方のまとめ役に徹してまいりますので、今後ともお願いを申し上げまして甚だ簡単ではございますがご挨拶といたします。

本日はありがとうございます。

- 臨時議長（山本幸男君） 松浦満雄議長、議長席にお着き願います。

これで、臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力誠にありがとうございました。

議長が議長席に着くまで暫時休憩いたします。

午前 10 時 30 分 休憩

午前 10 時 31 分 再開

○議長（松浦満雄君） 会議を再開します。

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付けで町長から同意案 1 件、議案 3 件の提出がありました。いずれも印刷配布してございますので、朗読は省略いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松浦満雄君） これより、先ほどお手元に配布した議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 19 条の規定によって、議長において上山誠君、西館徳松君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（松浦満雄君） 日程第 4、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間に決定しました。

◎副議長の選挙

○議長（松浦満雄君） 日程第 5、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔事務局長 議場の鍵を閉める〕

○議長（松浦満雄君） ただいまの出席議員数は 12 人であります。

次に、会議規則第 32 条第 2 項の規定による立会人に江刺家静子君、中村正志君

の両名を指名します。

投票用紙を配ります。

〔事務局職員 投票用紙配布〕

○議長（松浦満雄君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙には、名字と名前を記載してください。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔議員・議長 投票箱点検〕

○議長（松浦満雄君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

〔事務局職員 投票箱を答弁席に置く〕

○議長（松浦満雄君） 事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

事務局長に点呼を命じます。

〔事務局長 仮議席番号順に点呼〕

〔仮議席番号1番から投票〕

○議長（松浦満雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。江刺家静子君、中村正志君、開票の立ち会いをお願いします。

〔事務局長 議長席横で立会人のもと開票〕

○議長（松浦満雄君） 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票9票

無効投票3票

有効投票のうち、

茶屋隆君、6票

山本幸男君、3票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。従って、茶屋隆君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔事務局長 議場の鍵を開く〕

○議長(松浦満雄君) ただいま、副議長に当選された茶屋隆君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

副議長に当選した茶屋隆君をご紹介します。茶屋隆君、登壇のうえ当選の承諾のご挨拶をお願いします。

[茶屋隆君登壇]

○副議長(茶屋 隆君) このたびは町民の皆様方の代表である議員の皆様から副議長として選んでいただきました。まずもってそのことに厚く感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

私茶屋隆はこれから4年間町民の皆様方のために、開かれたそして透明性のある議会を議員の皆様と共に議長をしっかりと支え副議長としての役割を果たしてまいりたいと思っております。これから4年間責任ある働きをしていきたいと思しますので議員の皆様、また町民の皆様方の温かいご指導ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

◎議席の指定

○議長(松浦満雄君) 日程第6、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長が定めることになっております。

議席の指定にあたっては議席の都合上、議長を12番、副議長を11番とし、そのほかの議席については当選回数の若い順に、当選回数が同じときは年齢の若い順に1番から指定したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(松浦満雄君) 異議なしと認めます。

よって、議長を12番、副議長を11番とし、そのほかの議席については当選回数の若い順に、当選回数が同じときは年齢の若い順に1番から指定したいと思います。

ただいまの結果を事務局長から報告させます。

○議会事務局長(小林千鶴子君) それでは、議席の指定を報告いたします。

1番	上山誠議員	2番	西館徳松議員	3番	江刺家静子議員
4番	中村正志議員	5番	田村せつ議員	6番	館坂久人議員
7番	大村税議員	8番	本田秀一議員	9番	細谷地多門議員
10番	山本幸男議員	11番	茶屋隆副議長	12番	松浦満雄議長

以上でございます。

○議長(松浦満雄君) ただいまの報告のとおり、指定した議席にそれぞれ着席願います。暫時、休憩します。

午前10時47分 休憩

午前 10 時 49 分 再開

○議長（松浦満雄君） 会議を再開します。

◎常任委員の選任

○議長（松浦満雄君） 日程第 7、常任委員の選任を行います。

常任委員は、軽米町議会委員会条例第 2 条の規定で、総務教育民生常任委員 7 人、産業建設常任委員 7 人、議会報編集常任委員 6 人の定数になっております。また、常任委員の選任は、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。常任委員の選任にあたっては本会議を休憩し、全議員の協議によって各常任委員の割り振りを決め、その結果に基づいて指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって本会議を休憩のうえ、各常任委員の割り振りについて全議員で協議することにいたします。

全議員での協議が調うまでの間、暫時、休憩します。

午前 10 時 50 分 休憩

午前 10 時 58 分 再開

○議長（松浦満雄君） 会議を再開します。

お諮りします。各常任委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり、総務教育民生常任委員に江刺家静子君、中村正志君、田村せつ君、舘坂久人君、本田秀一君、山本幸男君の 6 人。

産業建設常任委員に、上山誠君、西舘徳松君、大村税君、細谷地多門君、茶屋隆君、松浦満雄の 6 人。

議会報編集常任委員に、上山誠君、江刺家静子君、中村正志君、田村せつ君、山本幸男君、茶屋隆君の 6 人を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員はお手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎議会運営委員の選任

○議長（松浦満雄君） 日程第8、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員は、軽米町議会委員会条例第4条の2第2項で6人の定数になっております。

議会運営委員の選任にあたっては、本会議を休憩し全議員の協議を行い、その結果に基づいて指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、本会議を休憩のうえ、議会運営委員の選任について全議員で協議することにいたします。

全議員での協議が調うまでの間、暫時、休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（松浦満雄君） 会議を再開します。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり西舘徳松君、江刺家静子君、中村正志君、大村税君、山本幸男君、茶屋隆君の6人を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員はお手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選のため、委員会条例第8条第1項により、議員控え室において各常任委員会を開催します。

各常任委員会終了後に引き続いて議会運営委員会を開きます。

暫時、休憩します。

午前11時16分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（松浦満雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選が行われましたので、その結果を互報告いたします。

総務教育民生常任委員長に本田秀一君、同副委員長に田村せつ君。

産業建設常任委員長に茶屋隆君、同副委員長に西舘徳松君。
議会報編集常任委員長に中村正志君、同副委員長に江刺家静子君。
議会運営委員長に大村税君、同副委員長に茶屋隆君。
以上のとおり、それぞれ互選されました。

◎二戸地区広域行政事務組合議会議員の選挙

- 議長（松浦満雄君） 日程第9、二戸地区広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。
組合議員は同組規約第5条の規定により、関係市町村の議会議員のうちから選挙により選任することになっております。
本町議会において選挙すべき議員は2人であります。
お諮りします。選挙の方法につきましては地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。
お諮りします。指名の方法については議長において指名することにしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定しました。
二戸地区広域行政事務組合議会議員に山本幸男君、松浦満雄の2人を指名します。
お諮りします。ただいま指名した山本幸男君、松浦満雄の2人を二戸地区広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名しました2人が当選されました。
ただいま当選されました山本幸男君、松浦満雄が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。
-

◎岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

- 議長（松浦満雄君） 日程第10、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。
岩手県後期高齢者医療広域連合議員は、関係市町村の長及び議会の議員のうちか

ら、各市町村議会において1人を選任することになっております。

お諮りします。選挙の方法につきましては地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員に中村正志君を指名します。

お諮りします。ただいま指名した中村正志君を岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました中村正志君が当選されました。

ただいま当選されました中村正志君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） ここで、本日町長から提案される同意案1件と議案3件の取り扱いについて、議会運営委員会で協議していただきますので、暫時、休憩します。

午前11時28分 休憩

午前11時31分 再開

○議長（松浦満雄君） 会議を再開します。

先ほど開かれた議会運営委員会において協議した結果、同意案1件は投票採決とし、議案3件については本会議場において審議採決することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

○議長（松浦満雄君） 日程第11、同意案第1号 監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

本件については大村税君の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第1

17条の規定によって大村税君の退場を求めます。

〔大村税君退場〕

○議長（松浦満雄君） 同意案第1号の提案理由の説明を求めます。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 同意案第1号は、監査委員の選任について同意を求めるものでございます。

地方自治法第196条第1項の規定によりまして、町長が議会の同意を得て、識見を有する者1名と、議会議員から1名を選任することになっております。

本日提案いたしました同意案第1号は、議会議員の中から監査委員を選任するにあたり、議会の同意を求めるものでございます。

同意をお願いする方は、軽米町大字円子第5地割1番地 大村税議員でございます。

大村税議員は、平成15年に軽米町議会議員に初めて当選され、議会運営委員長、町政調査会長などを歴任されながら現在まで16年にわたり町政に携わり、町の発展にご尽力をいただいております。また、ご自身も町の産業振興のために雑穀栽培、また六次産業化の推進に努められており、事業の経営管理等にも精通していることから、大村税議員が監査委員に最適任と考え、提案するものでございます。

つきましては、同氏の選任に関し議会の同意を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認め討論は省略します。

これから同意案第1号 監査委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔事務局長 議場の鍵を閉める〕

○議長（松浦満雄君） ただいまの表決権を有する出席議員は10人であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の規定により、議長において立会人に田村せつ君、舘坂久人君の両名を指名します。

投票用紙を配ります。

〔事務局職員 投票用紙配布〕

○議長（松浦満雄君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔議員・議長 投票箱点検〕

○議長（松浦満雄君） 異状なしと認めます。

重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しないもの及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。

〔事務局職員 投票箱を答弁席に置く〕

○議長（松浦満雄君） 事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

〔事務局長 仮議席番号順に点呼〕

〔仮議席番号1番から投票〕

○議長（松浦満雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。田村せつ君、舘坂久人君、開票の立ち会いをお願いします。

〔事務局長 議長席横で立会人のもと開票〕

○議長（松浦満雄君） それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは先ほどの表決権を有する出席議員数に符合いたしております。

有効投票 10票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 9票

反対 1票

白票0票でございます。

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、同意案第1号 監査委員の選任に関し同意を求めることについては、原案に同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔事務局長 議場の鍵を開く〕

○議長（松浦満雄君） 先ほど除斥した7番、大村税君の入場を許します。

〔大村税君入場〕

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第12、議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、税務会計課総括課長、小笠原亨君。

〔税務会計課総括課長 小笠原亨君登壇〕

○税務会計課総括課長（小笠原亨君） 議案第1号の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第1号は、軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認をお願いするものでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され平成31年4月1日に施行されたことに伴いまして、軽米町税条例等の一部改正について地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、専決処分をさせていただきました。

つきましては同条第3項の規定によりまして、議会のご承認をお願いするものでございます。

説明は新旧対照表でご説明申し上げます。

国民健康保険税関係につきましてご説明申し上げます。今回の税制改正では課税限度額の見直しと低所得者に係る軽減措置の拡充を行おうとするものです。

1ページをごらんください。第127条、国民健康保険税の課税額の関係ですが、第2項において基礎課税額を58万円から61万円に改正しようとするものでございます。

続きまして2ページをごらんください。第148条、国民健康保険税の減額の関係ですが、第1項第2号において5割軽減の対象となる世帯の軽減判定の所得におきまして、被保険者の数に乗ずるべき金額を27万5,000円から28万円に引き上げようとするものでございます。また第3号において、2割軽減の対象となる

世帯の軽減判定の所得におきまして、被保険者の数に乗ずるべき金額を50万円から51万円に引き上げようとするものでございます。

次に、固定資産税関係につきましてご説明申し上げます。今回の固定資産税に係る税制改正では、地方税法附則の見直しに準じた条例の整備を講ずるものでございます。

5ページから6ページをごらんください。第10条の2の関係は、わがまち特例の割合について定めているものでございますが、地方税法附則第15条第2項第1号を見直して条例を整備したことに伴い所用の改正を行うものでございます。

なお、再生可能エネルギー関係に係る固定資産税の課税標準の特例については内容に変更はございません。

次に、町民税関係につきましてご説明申し上げます。今回の町民税に係る税制改正では、省令の見直しに準じた条例の整備を講ずるものでございます。

12ページから13ページをごらんください。第37条の3の2及び第37条の3の3において、給与所得者及び公的年金受給者が提出する扶養親族等申告書に単身児童扶養者の記載事項を追加して明確にするための改正でございます。

次に、軽自動車税関係につきましてご説明申し上げます。今回の軽自動車税に係る税制改正では、消費税の延期により平成28年6月に専決処分承認をいただいて定めた条例を省令の見直しに準じて整備してまいりました。その後、消費税引き上げに伴い改めて車体課税を見直して条例等を整備して取り扱いを定めようとするものでございます。

14ページをごらんください。第15条の2の軽自動車税の環境性能割の非課税の関係では、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得されたものに限り軽自動車税環境性能割を非課税とする規定を新たに設けるものでございます。

次に18ページをごらんください。第16条の軽自動車税の種別割の税率の特例の関係では、第5項においてグリーン化特例の軽減内容を見直して、平成34年度及び平成35年度分の経過の対象を電気自動車等に限定する規定を設けるものでございます。

なお、軽自動車税関係の条例の改正につきましては8ページからに続いておりますけれども、先ほど申し上げましたが消費税引き上げを考慮して地方税法の改正に準じて期間の延長をしたり、条例を削除したり改めて追加にしたりして整備したものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のうえご承認くださいますよう、よろしく願います。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてに対しての質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、中村正志君。

- 4番（中村正志君） 単純な質問ではございますが、5月1日から令和元年になったわけですけれども、4月1日付けで専決処分されたということですが4月1日には元号が発表されましたが、この条例の新旧対照表には平成33年とか数字があるわけですけれども、この辺を今後どのように理解していけばいいのか。次に提案される令和元年度軽米町一般会計補正予算という言葉もありますけれども、年度をどのように使い分ければよいか疑問を感じたのでその辺の説明をお願いします。また、すぐに条例改正するかどうかも含めてお願いします。

- 議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

- 総務課総括課長（吉岡 靖君） 中村議員の元号の改正に伴う文書内での記述等のご質問についてお答えします。

元号が変わりましたのは5月1日となっております。4月時点で5月1日からは令和となることは通知されているところではございますけれども、内閣の閣議決定で、あくまで4月30日までに作成する文書については5月1日以降の記述であっても平成を使い、令和を使うのは5月1日以降に発出される文書となっております。そういうわけで今回専決処分をしたのが4月1日時点ということでございまして、今回の条例改正の中については平成を使わせていただいております。

5月1日以降元号が変わったわけではございますが、それにかかわる記述の見直しはないかということでございますが、これについては改めて条例改正等を行わなくてもそのまま自動的に読み替えるという取り扱いをすることになってございますので、次の時点でその部分の改正が必要になった場合には、当然その時点での元号を使うということになってございます。変わった時点でまた改めて、今回の条例にかかわらず全てのものは今まで記述されたものはそのまま使って読み替え、改正の折に変えていくという取り扱いになるということでございます。

以上でございます。

- 議長（松浦満雄君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

3番、江刺家静子君。

- 3番（江刺家静子君） 今回の軽自動車税の見直しが消費税の見直しに伴う改正というようにありましたけれども、ニュースとか見ていると増税が中止になるかもしれないということも聞かれるようになってきました。中止になった場合はもう一度見直しがあるということなのでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 税務会計課総括課長、小笠原亨君。

〔税務会計課総括課長 小笠原亨君登壇〕

○税務会計課総括課長（小笠原亨君） 江刺家議員のご質問にお答えします。

前回、平成28年6月に専決処分の議決をいただいたあとに、その6月下旬に消費税引き上げの延期ということで、特に環境性能割の関係だったのですがそれに関しましては、平成29年度までというふうな形で期限を定めておりましたので、それを削除したり訂正したりしてこれまで対応してまいりました。

今回、もしかすれば消費税の引き上げが延期になるのではないかという話が出ていますけれども、現時点では10月に消費税を引き上げるという方向性で考えておりますので、それに向けた条例の整備をさせていただいております。また、もしそういうことになりましたとしても整合性が取れるような措置をしていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについての採決を行います。

お諮りします。議案第1号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第13、議案第2号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第2号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、税務会計課総括課長、小笠原亨君。

〔税務会計課総括課長 小笠原亨君登壇〕

○税務会計課総括課長（小笠原亨君） 議案第2号の提案理由についてご説明申し上げます。

す。

議案第2号は、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

過疎地域自立促進特別措置法第31条で定める地方税の課税免除の特例の適用期限が、平成31年3月31日から令和3年3月31日まで延長されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

課税免除の内容でございますが、過疎地域自立促進特別措置法の規定の適用に向けた事業で施設又は設備を新設し又は増設したもので、取得価格が2,700万円を超える家屋及び償却資産並びに家屋の敷地である土地に対し、固定資産税を最初に課すべきことになる年度以降3カ年度内に限り、その課税を免除するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のうえご議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例に対しての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第2号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りします。議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（松浦満雄君） 休憩します。

正午 0時00分 休憩

正午 0時01分 再開

○議長（松浦満雄君） 再開します。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第14、議案第3号 令和元年度軽米町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第3号 令和元年度軽米町一般会計補正予算（第1号）について、総務課総括課長、吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 議案第3号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第3号は、令和元年度軽米町一般会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ149万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ69億8,449万9,000円とするものでございます。

3ページをお開き願います。歳入につきましては、16款県支出金の農林水産業費県補助金のうち、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業費補助金について、当初の見込み額を上回る内示額を受けたことから84万2,000円を補正額として計上しております。

歳出につきましても県補助金の内示額に合わせ、町補助金として一般財源の65万7,000円を加えた149万9,000円を補正額として計上しております。

歳入に戻りますが、19款繰入金につきましては歳入歳出額の補正額に伴う一般財源として財政調整基金から65万7,000円を繰り入れるものでございます。

議案第3号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い致します。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

お昼になりましたので暫時、休憩いたします。

正午 0時03分 休憩

正午 0時59分 再開

○議長（松浦満雄君） 午前中に引き続き会議を再開します。

これから議案第3号 令和元年度軽米町一般会計補正予算（第1号）に対するの質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、中村正志君。

○4番（中村正志君） いわて地域農業マスタープラン実践支援事業の事業内容について説明いただきたい。もう一つは、先ほどの説明の中で当初想定していたよりも内示額が多く来たという説明がありましたけれども、その辺がいまいち理解できかねる

のですが、どういう理由でそのようになったのかも含めて説明いただきたいと思
います。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

〔産業振興課総括課長 小林 浩君登壇〕

○産業振興課総括課長（小林 浩君） ただいまの中村議員のご質問にお答えします。

まず事業の内容でございますけれども、いわて地域農業マスタープラン実践支援
事業は、農業団体に農業機械等の導入に対して補助を行うものでございます。

その内容でございますけれども、土地利用型の作物で例えば米、麦、大豆等であ
れば、県の補助金額が事業費の機械を購入する金額の5分の1、町が義務負担分と
して10分の1、合わせて購入経費の10分の3を補助します。また園芸、畜産等
の事業に関しましては、県が3分の1、町の義務負担分が6分の1、合わせて2分
の1の経費を補助する県単事業となっております。

二つ目のご質問についてでございます。なぜ内示額がということでございますが、
例年であれば県のほうからの補助金額が概ね500万円程度の補助金額の内報をい
ただいております。

平成31年度当初予算の編成にあたりましては、県の補助金額は565万3,0
00円を見込んでおります。ある程度余裕を持った予算と考え565万3,000
円です。これに町の義務負担分を合わせて、総額で825万1,000円を当初予
算で編成しておりました。平成31年3月29日に岩手県のほうから、平成31年
度の県単補助金の内報がございました。その内報額が649万5,000円でご
さいました。

それで町の義務負担分を合わせて149万9,000円に歳出額を補正したい。
補正後の金額は975万円となります。これは早く補助金の農業団体に対して少し
でも早く補助金の交付決定をすれば、今年度中に購入した機械を使うことも可能に
なってくるということでございます。

今回、事業効果を早期に発現させたいという考えから予算の補正を提案させてい
ただいたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 4番、中村正志君。

○4番（中村正志君） 内容をお伺いしましたが補助金の内示の関係ですが、この
ような事業については、町でこれだけの事業をやりたいという申請を基に県のほう
から内示が来るのが普通なのかなと私は感じておりますけれども。

申請したのにも関わらず逆に多く内示があって且つ町で予算を増額しなければな
らないということは何か理解しがたいやりとりだと感じるわけですがけれども、その
辺はどういうことなのかというのが一点。

もう一つは、農業団体の方々が機械を導入する時に使うということですが、もうすでに今年度の分について農業団体等の希望が何件かあって、それがこの予算で賄えるような状況なのか、又は予算がついたからこれから農業団体に対してこういうのがありますけれどもと募集をかけようとしているのか、その辺のところはどのようにしているのかお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

〔産業振興課総括課長 小林 浩君登壇〕

○産業振興課総括課長（小林 浩君） ただいまの中村議員のご質問にお答えします。

この事業につきましては、軽米町内の農業団体に対しまして昨年度に予算編成する前、11月末頃までに各団体の要望額を取りまとめております。事業費ベースでその要望額全体で約2,580万円の合計額になっております。これに町では優先順位を付けて県のほうに要望をしております。しかしながら、例年通りだとこれまでは県の補助金額としては約500万円程度の予算しかついていないという実態でございます。今年度は優先順位及び市町村間の予算の調整等があったため軽米町に事業費ベースで149万9,000円多く予算が付いたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 6番、館坂久人君。

○6番（館坂久人君） どういう機械なのか、何をやる機械なのかということと、団体名の名称をお知らせいただければと思っておりましたがいかがでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

〔産業振興課総括課長 小林 浩君登壇〕

○産業振興課総括課長（小林 浩君） ただいまの館坂議員のご質問にお答えします。

土地利用型作物といたしまして事業団体名は、そば組合あとは葉たばこ組合、農協等で取りまとめをいただいております野菜及び花卉の組合になっております。皆様方からあがった事業内容といたしましては、コンバイン、あとは葉タバコ等の畦間作業車、転圧のためのローラー、あとは野菜の組合であればクローラスプレーヤー、あとはビニールハウス等の購入の要望も出ております。あと花卉でございますが、花卉につきましては新植の資材費も補助の対象となっておりますので、新植のための資材及び苗代、あとはフラワー用のバインダー等の要望が出ております。これはあくまでも要望を取りまとめた内容、約2,580万円の要望額の内訳でございます。今後、町のほうで優先順位をつけて予算の範囲内で交付決定をする形をこれからとらせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） よろしいですか。他にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第3号 令和元年度軽米町一般会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りします。議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 令和元年度軽米町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（松浦満雄君） お諮りします。議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の継続調査を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

暫時、休憩します。

午後 1時11分 休憩

正午 1時13分 再開

○議長（松浦満雄君） 会議を再開します。

追加日程第1、委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の所管事務調査については、議会運営委員会、総務教育

民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（松浦満雄君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これをもって、第1回軽米町議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午後 1時14分）